

Public Relations Paper Communication **KYONAN**

広
報

きょうなん

2017
VOL. 68

峡南広域行政組合情報紙



contents

平成29年度峡南広域行政組合の予算	2~3
議会だより・職員募集・防火バレード実施	4
災害に強い街づくりを	5
厚生支援課通信	6~7
峡南歴史・文化ツーリズム構想策定	8
春の観光キャンペーン・水槽付ポンプ自動車配備	8

● 峡南の人口 (平成29年5月1日現在)
男 24,753(-338) 女 26,266(-359) 計 51,019(-697)
()は平成28年5月1日人口との比較

● 編集・発行
峡南広域行政組合 〒409-3244 山梨県西八代郡市川三郷町岩間495
TEL.0556-32-5011 FAX.0556-32-5013
<http://www.kyonan.jp/> E-mail:info@kyonan.jp

政組合の予算

平成 29 年 3 月定例議会において、平成 29 年度予算が原案どおり可決されました。

平成 29 年度予算は、【一般会計】【介護保険特別会計】【峡南ふるさと市町村圏特別会計】の 3 つの会計から編成されています。

本年度の予算額は一般会計が 16 億 5,115 万 9 千円となっており前年度予算の 17 億 851 万 4 千円と比較すると 5,735 万 5 千円の減額となっています。

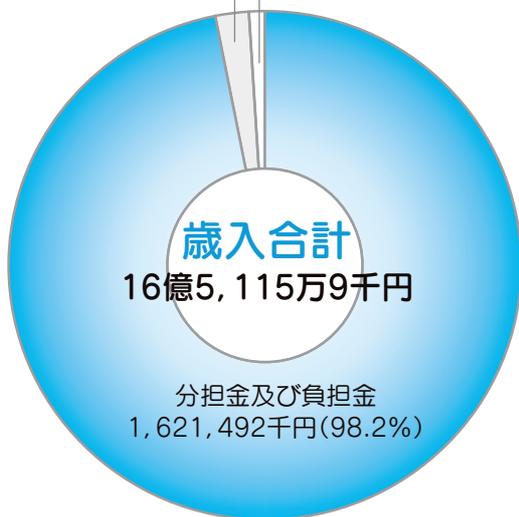
介護保険特別会計では、2 億 1,942 万 6 千円となっており前年度予算の 2 億 1,568 万円より 374 万 6 千円の増額となっています。

峡南ふるさと市町村圏特別会計では、999 万円となっており前年度予算の 1,592 万 9 千円より 593 万 9 千円の減額となっています。

予算の主な内容については、次のとおりとなっています。

一般会計

使用料及び手数料	286千円
国庫支出金	1千円
県支出金	1千円
財産収入	16千円
寄付金	1千円
繰越金	2,802千円
諸収入	9,434千円
繰入金	17,126千円
	(1.0%)
歳入合計	12,541千円
	(0.8%)



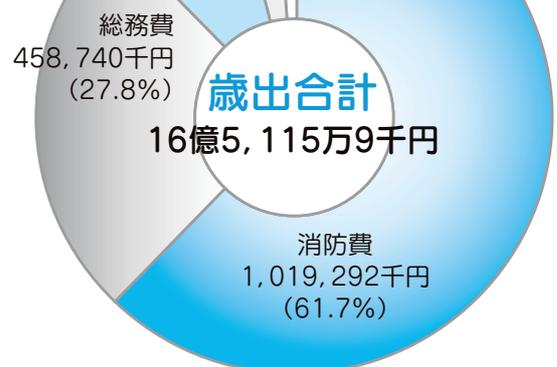
歳入 (組合に入るお金)

歳入の主なものは、構成5町からの分担金及び負担金で歳入の『98.2%』を占めています。

分担金及び負担金のうち、職員人件費や一般的な事業運営費等の組合費負担金が13億7,782万5千円、町のパソコン端末のリース料・安全に端末が使用出来るようにするための修理や保全にかかる保守料・パッケージ※1使用料等の町電算システム負担金が1億2,822万4千円、養護老人ホーム慈生園入所者の生活費・事務費等の民生費負担金が7,208万7千円、各町のネットワークをつなぐ広域ネット運営費負担金が4,335万6千円となっています。

※1パッケージ：業務用システムなどで既製品のソフトウェア製品を購入・利用する用語でシステムを新たに依頼して開発し自社の業務に合わせて開発する「オーダーメイドソフト」と対比するときに使う用語

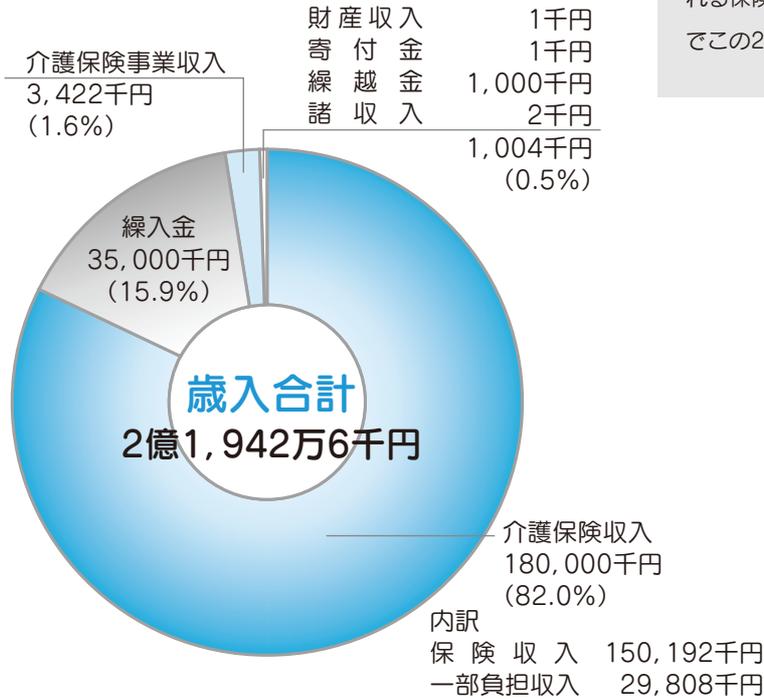
公債費	60,938千円
諸支出金	20千円
予備費	500千円
民生費	109,963千円
	(6.7%)
歳出合計	161,458千円
	(3.7%)
議会費	1,706千円
	(0.1%)



歳出 (組合で使うお金)

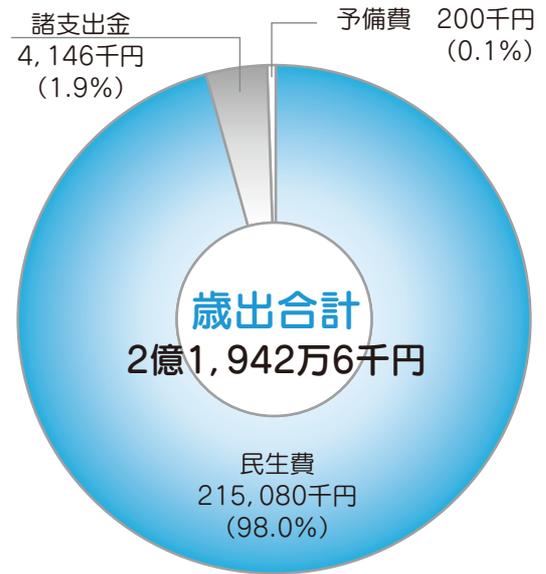
- 議会費** 組合議員の報酬の他、議会運営にかかる経費です。
- 総務費** 峡南広域行政組合事務局総務課・厚生支援課・計算センターの運営にかかる総務費等の経費となっています。
- 民生費** 老人ホーム慈生園に入所している方の生活費及び施設運営費となっています。
- 消防費** 消防本部の運営及び消防施設整備にかかる経費となっています。

介護保険特別会計



歳入 (組合に入るお金)

歳入の主なものは、国民健康保険団体連合会などから支払われる保険収入と介護サービス利用者から徴収される一部負担金でこの2つが歳入総額の「82%」を占めています。



歳出 (組合で使うお金)

- 施設入所運営費** 特別養護老人ホーム施設職員の総務費等の事務管理にかかる経費です。
- 施設入所処遇費** 特別養護老人ホーム入所者の生活にかかる経費です。
- 通所介護運営費** デイサービス事業にかかる運営費です。
- 居宅介護支援事業運営費** 養護老人ホーム入所者のケアプランの作成等にかかる経費です。
- 訪問介護運営費** 養護老人ホーム入所者への介護サービス提供にかかる経費です。

内訳

施設入所運営費	138,357千円
施設入所処遇費	26,188千円
通所介護運営費	34,056千円
居宅介護支援事業運営費	7,598千円
訪問介護運営費	8,881千円

峡南ふるさと市町村圏特別会計

歳入		歳出		事業費の内訳		
(単位:千円)		(単位:千円)		事業名	予算額	主な使いみち
県支出金	1	総務費	1,635	教育文化圏づくり事業	545	みのぶ線市開催費等
財産収入	3,523	事業費	4,832	創発的な産業圏づくり事業	2,979	観光PR事業費
繰入金	6,064	諸支出金	3,523	体系的な基盤づくり事業	1,308	組合ネットワーク関連経費
繰越金	400	計	9,990			
諸収入	2					
計	9,990					

議 会 だ よ り

平成二十八年十一月二十八日、平成二十八年第三回峡南広域行政組合議会臨時会において、条例改正一件、補正予算一件について審議され、いずれも原案のとおり可決されました。内容については次のとおりです。

【条例改正】

・ 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件
平成二十八年山梨県人事委員会勧告に伴い、職員の給与について改正する必要があるため給与条例の一部を改正しました。

【補正予算】

・ 平成二十八年年度峡南広域行政組合 一般会計補正予算（第四号）
歳入歳出予算の総額にそれぞれ九百七十五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を十七億一千八百六十四万四千円としました。
・ 平成二十八年年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第一号）
歳入歳出予算の総額からそれぞれ五百四十六万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を二億一千二百一十七千円としました。

平成二十九年三月二十九日、平成二十九年第一回峡南広域行政組合議会定例会において、専決処分一件、条例改正三件、補正予算三件、当初予算三件について審議され、いずれも原案のとおり可決されました。内容については次のとおりです。

【専決処分】

・ 専決処分の承認を求める件
平成二十八年年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第五号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ九百九十三万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を十七億二千五百八十二千円としました。

【条例改正】

・ 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件
地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しました。
・ 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件
峡南広域行政組合慈生園に勤務する職員に介護に直接携わる職員の給料について、他団体との権衡を考慮し福祉職給料表に切り替えるため、給与条例の一部を改正しました。
・ 峡南広域行政組合慈生園設置及び管理条例中改正の件

峡南広域行政組合慈生園の養護老人ホーム入所者の減員に伴い、施設規模の適正化を図り、より効率的な運営を図るため設置条例の一部を改正しました。

【補正予算】

・ 平成二十八年年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第六号）
歳入歳出予算の総額にそれぞれ三百九十一万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を十七億二千四百四十九万六千円としました。
・ 平成二十八年年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第二号）
歳入歳出予算の総額にそれぞれ一千八百八十八万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二億二千二百九十九万八千円としました。
・ 平成二十八年年度峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第一号）
歳入歳出予算の総額からそれぞれ五百五十四万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を一千四百三十八万四千円としました。

【当初予算】

・ 平成二十九年年度峡南広域行政組合一般会計予算
歳入歳出予算の総額を、それぞれ十六億五千五百九十九千円としました。
・ 平成二十九年年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算
歳入歳出予算の総額を、それぞれ二億一千九百四十二万六千円としました。
・ 平成二十九年年度峡南広域行政組合峡南ふるさと市町村圏特別会計予算
歳入歳出予算の総額を、それぞれ九百九十九万九千円としました。
※本年度予算の詳細については1～2ページをご覧ください。

峡南広域行政組合 職員募集



峡南広域行政組合では、平成30年度採用職員を下記の職種において募集いたします。

- ◆事務職：若干名
- ◆消防職：若干名
- ◆介護職：若干名
- ◆管理栄養士又は栄養士：1名(要資格者)

試験は山梨県町村職員統一採用試験により実施いたしますので、詳細は7月上旬にホームページ及び市川三郷町、早川町、身延町、南部町及び富士川町の広報誌にて公開する予定です。

市川南幼稚園児による防火パレードを実施!

春季火災予防週間中の3月1日に市川南幼稚園児と峡南消防本部職員による防火パレードを実施。

「火の用心」の文字入りのハッピーをまとった園児、先生、消防本部職員合わせて約60名が参加し、「火の用心、マッチ1本火事の元!」と元気な掛け声とともに拍子木を打ちながら約1時間、市川三郷町内を歩いてパレードしました。

当日を心待ちにしていた園児の家族や、大きな声に誘われて出てきた近隣に住むおじいちゃん、おばあちゃん達が園児の可愛い火消しの姿に手を振ったり、声援を送ったりする姿が多く見られ充実した防火パレードになりました。



それが終わると、行進をともにした消防ポンプ自動車と救急車の展示を実施、年長さんから未満児さんまで普段間近で見ることのできない車両に触れたり、火災時に着用する防火衣を順番に着させてもらったりして大いに喜んでいる姿がみられました。

地域住民が園児の大きな掛け声により火災予防に対する気持ちを新たに1日となりました。



災害に強い街づくりを

平成28年12月22日10時20分頃、新潟県糸魚川市大町の飲食店(ラーメン店)にて、大型こんろの消し忘れによって火災が発生しました。焼損した地域は、市街地中心部の糸魚川駅から北側に位置しており、そこは主に昭和初期に建造された雁木造の商店街や木造住宅の密集地域であったことに加えて、「姫川下ろし」と呼ばれる強い南風により広範囲に延焼拡大しました。その1件の飲食店から広がった火災は、焼失面積が約4万平方メートルに及び147棟が焼け

、内120棟が全焼。負傷者17人、被災者約200人という近年では異例の規模の火災となってしまいました。

今回の大火は人為的要因(消し忘れ)と自然的要因(強い南風)、社会的要因(住宅密集地)が絡み合い発生したのですが、その中の一つの人為的要因を減らすことで、このような大火になることを防ぐことができます。それは、みなさん

3 つの習慣

火災の発生を防ぐために、次の3つの習慣を守りましょう。

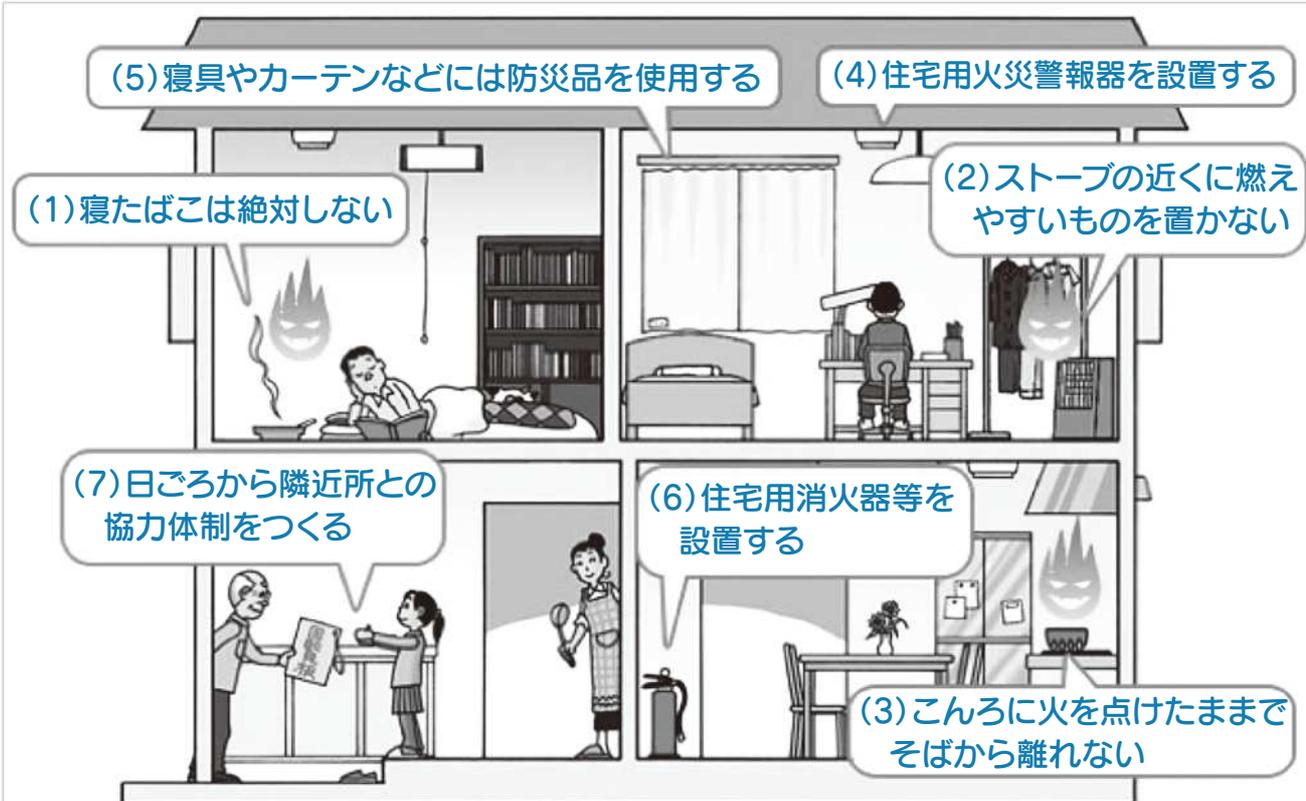
- (1) 寝たばこは絶対しない
- (2) ストープの近くに燃えやすいものを置かない
- (3) こんろに火を点けたままでそばから離れない



4 つの対策

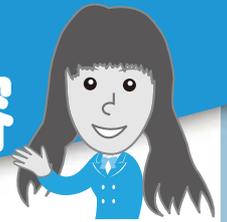
万一火災が発生しても、被害を抑え人命を守るために、日ごろから次の4つの対策をとりましょう。

- (4) 逃げ遅れを防ぐために、「住宅用火災警報器」を設置する
- (5) 寝具やカーテンなどには防災品を使用する
- (6) 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- (7) 日ごろから隣近所との協力体制をつくる



これらの防火対策を日頃から実施することで、家族の安心だけでなく、地域防災にも繋がることを忘れずに住宅防火7つのポイントを実践しましょう。

介護保険の認定調査内容



みなさんこんにちは。峡南広域行政組合厚生支援課です。今回の「厚生支援課通信」では、認定調査員がみなさまのお宅などに訪問して、直接お話を伺う「認定調査」の内容をご紹介します。

認定調査の内容は大きく分けて『基本調査』と『概況調査』の2種類あります。

基本調査とは こちらが主な認定調査内容です。

- ①身体の動きについて(13項目)
- ②日常生活について(12項目)
- ③もの忘れについて(9項目)
- ④もの忘れからくる行動などについて(15項目)
- ⑤社会生活について(6項目)
- ⑥医療について(12項目)

認定調査は、同じような心身の状態の方が同等のサービスを受けられるように設けられた、全国共通の基準で行われます。認定調査項目は全て必要な内容であり、もの忘れに関する質問も全ての方にお伺いしております。たくさんの項目がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

概況調査とは

- ①現在受けているサービスの状況
デイサービスなどのサービス利用回数や福祉用具のレンタルの有無、また施設に入所されているかなど
- ②現在の環境
家族構成や住宅環境、持病や病歴など

サービスを利用されている方や利用を検討されている方がどのような生活をされているかお伺いします。サービスの利用内容をお伺いしますので、事前にご確認ください。新規に申請される場合などには、申請理由もお伺いします。

今回は基本調査のうち「①身体の動きについて」と「②日常生活について」を詳しくお伝えします。

身体の動きについて

生活をしていくうえで必要な体の動きに不自由がないか、寝返りや起き上がりなどの日常生活の動作がどの程度できるかをお伺いする項目です。



1. 麻痺などの有無

「左上肢、右上肢、左下肢、右下肢、その他(四肢の欠損)」

2. 拘縮の有無

「肩関節、股関節、膝関節、その他(四肢の欠損)」

3. 寝返り

4. 起き上がり

5. 座位保持

6. 両足での立位保持

7. 歩行

8. 立ち上がり

9. 片足での立位

10. 洗身

11. つめ切り

12. 視力

13. 聴力

痛みの有無や不自由なく手足を動かすことができるか確認します。

認定調査当日に、寝返りや歩行など項目にある動作を実際に行っていただきます。また、普段どのように行っているのかも伺います。

「大切なのは、どのように動きにくいのか、どのように不自由に感じているかを具体的にお伝えいただくこと」です。また、普段はできるのに当日できなかった場合や、反対に、普段できないのに当日頑張ってできてしまった場合でも、立会いの方から普段の様子を伺ったうえで判断します。

洗身とつめ切りの項目は、どのような介助が行われているかをお伺いします。「お風呂で体を洗う時に背中手が届かず洗ってもらっている。」や「手に力が入らず、つめを切るのが大変で切ってもらっている。」など、普段行われている介助の方法や困っていることを認定調査員にお伝えください。



日常生活について

トイレへの移動やベッドからイスに移ること、排泄行為、食事など、日常生活に関わる動作にどのような介助が行われているか調査を行う項目です。

1. 移乗
2. 移動
3. えん下(飲み込み)
4. 食事摂取
5. 排尿
6. 排便
7. 口腔清潔(歯磨き)
8. 洗顔
9. 整髪
10. 上衣の着脱
11. スボン等の着脱
12. 外出頻度

日常生活の中で、トイレへの移動やベッドからイスに移るときなどに、どのような介助が行われているかお伺いします。

食事摂取の項目は食卓でどのように食事をされているかお伺いします。「むせやすいから食べ終わるまで見守りをしている。」や「食べこぼしが多く片付けが大変。」などの必要な介助や困っていること、一回の食事にかかる時間などを認定調査員にお伝えください。

トイレに関わる介助は、介護者の方が負担を大きく感じる部分です。ひとりで介助なくできる方からオムツ交換が必要な方まで個人差が大きく、昼と夜とでも介助の方法に違いがあります。介助の量に幅ができる項目になりますので、介助の方法だけでなく、負担に感じていることや困っていること、また「水を流すことはやっている。」「ズボンを履くのが大変で整えの手伝いをしている。」などの細かい介助の方法も認定調査員にお伝えください。



今回は、「身体の動きについて」と「日常生活について」の内容をご紹介しました。

次回の「厚生支援課通信」では、引き続き「もの忘れについて」と「もの忘れからくる行動などについて」の内容をご紹介する予定です。

認定調査の内容につきましては、厚生労働省が定める「要介護認定 認定調査員テキスト」を基に全国で統一されております。

地域密着型サービス事業者の皆さまへ

当組合では、平成29年度から地域密着型サービス事業者の皆さまに対する指導業務を行うことになりました。

目的

- ・質の高いサービスを提供するため制度理解に関する指導
- ・各サービスに係る基準、高齢者虐待防止等に関する運営上の指導
- ・不適切な介護報酬請求の防止

対象事業者

- ・地域密着型通所介護事業所
(老人デイサービスセンター:利用定員18人以下の小規模な事業)
- ・認知症対応型通所介護事業所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)



*事業者指定に関する事務や指導は引き続き各町が行うこととなります。

事業者の皆さまには、利用者のニーズにきめ細かく応えていただくとともに、今後とも、よりよいケアを実現するためのサービスの質の向上や適切な介護報酬請求に努めていただきたいと思います。関係の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

峡南歴史・文化ツーリズム構想 を策定しました。

東海・中京圏から山梨県への南の玄関口となる峡南地域は、身延山久遠寺をはじめとする歴史や、和紙、印章といった県を代表する伝統文化に恵まれた地域であります。

これらの歴史文化を中心とする、地域の温泉や食、自然景観などの資源を活用した観光地域づくりを進め、観光産業の活性化と地域経済の発展を目指す観光振興構想を策定しました。今後は、地域の民間団体にもご参加いただく中、構想に基づく取り組みを進めていくことになります。

なお、この構想は山梨県観光資源課のホームページでご覧になれます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sgn/index.html>



○策定主体

峡南地域歴史・文化ツーリズム振興会議

(市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、山梨県、JR東海、富士川地域・身延線沿線観光振興協議会)

春の観光 キャンペーンを 開催しました

3月17日(金)、JR静岡駅で観光キャンペーンを開催しました。

当日は、富士川(峡南)地域の観光に関する簡単なクイズに答えていただいた方にパンフレットと地域の特産品や名産品を配布し、地域の魅力をPRしてきました。



水槽付ポンプ自動車 を新規配備



3月27日、中部消防署に新たに水槽付ポンプ自動車が配備されました。この車両は、火事などのときに近くに水利(防火水槽や川など)が無い場合、3トンの水を現場近くまで運ぶことができます。一部供用開始になった中部横断自動車道で懸念されている自動車事故などによる油火災にも対応できる泡放射が可能な車両となっており、今以上に消火活動を迅速に行うことができ被害の拡大を防ぐことができます。